

令和5年第6回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和5年9月5日																																										
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																										
開 会 （ 開 議 ）	9月5日午前9時9分宣告（第1日）																																										
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 関 順 子</td> <td>2 番 須 藤 啓 二</td> </tr> <tr> <td>3 番 岩 崎 真 滋</td> <td>4 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>5 番 山 本 隆 史</td> <td>6 番 稲 月 敏 子</td> </tr> <tr> <td>7 番 植 田 い ず み</td> <td>8 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>9 番 井 戸 太 郎</td> <td>1 0 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 森 田 勝</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二	3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一	5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子	7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮	9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹	1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫																														
1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二																																										
3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一																																										
5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子																																										
7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮																																										
9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹																																										
1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫																																										
欠 席 議 員	な し																																										
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>事 業 部 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>岡 田 康 裕</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>末 永 潤 子</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>酒 井 智 志</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>竹 吉 一 人</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>浦 井 久 嘉</td> </tr> <tr> <td>ま ち 未 来 推 進 室 参 事</td> <td>寺 口 浩 代</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>西 岡 直 美</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	総 務 部 長	西 岡 勝 三	住 民 福 祉 部 長	寺 口 嘉 彦	事 業 部 長	巳 波 規 秀	教 育 部 長	川 西 貴 通	会 計 管 理 者	西 谷 英 輝	政 策 推 進 課 長	山 崎 孔 史	総 務 防 災 課 長	岡 田 康 裕	税 務 課 長	末 永 潤 子	住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育	健 康 保 険 課 長	乾 充 喜	福 祉 こ ど も 課 長	松 本 光 弘	観 光 産 業 課 長	酒 井 智 志	都 市 建 設 課 長	竹 吉 一 人	上 下 水 道 課 長	大 辻 孝 司	教 育 委 員 会 総 務 課 長	浦 井 久 嘉	ま ち 未 来 推 進 室 参 事	寺 口 浩 代	都 市 建 設 課 参 事	島 野 千 洋	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	西 岡 直 美
町 長	西 脇 洋 貴																																										
副 町 長	植 田 充 彦																																										
教 育 長	岡 弘 明																																										
総 務 部 長	西 岡 勝 三																																										
住 民 福 祉 部 長	寺 口 嘉 彦																																										
事 業 部 長	巳 波 規 秀																																										
教 育 部 長	川 西 貴 通																																										
会 計 管 理 者	西 谷 英 輝																																										
政 策 推 進 課 長	山 崎 孔 史																																										
総 務 防 災 課 長	岡 田 康 裕																																										
税 務 課 長	末 永 潤 子																																										
住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育																																										
健 康 保 険 課 長	乾 充 喜																																										
福 祉 こ ど も 課 長	松 本 光 弘																																										
観 光 産 業 課 長	酒 井 智 志																																										
都 市 建 設 課 長	竹 吉 一 人																																										
上 下 水 道 課 長	大 辻 孝 司																																										
教 育 委 員 会 総 務 課 長	浦 井 久 嘉																																										
ま ち 未 来 推 進 室 参 事	寺 口 浩 代																																										
都 市 建 設 課 参 事	島 野 千 洋																																										
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	西 岡 直 美																																										

<p>本会議に職務のため出席した者の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査</p>	<p>藤 本 佳 利 高 橋 恭 世 竹 村 恵</p>
<p>町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度平群町一般会計補正予算 (第 5 号) について)</p> <p>議案第 3 1 号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 3 2 号 令和 5 年度平群町一般会計補正予算 (第 6 号) について</p> <p>議案第 3 3 号 令和 5 年度平群町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について</p> <p>諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて</p> <p>認定第 1 号 令和 4 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 2 号 令和 4 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 3 号 令和 4 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 4 号 令和 4 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 5 号 令和 4 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 6 号 令和 4 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 7 号 令和 4 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 8 号 令和 4 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 9 号 令和 4 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 1 0 号 令和 4 年度平群町水道事業会計決算の認定について</p>	

町長提出議案 の題目	認定第11号 令和4年度平群町下水道事業会計決算の認 定について
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 8番 山口昌亮 9番 井戸太郎

令和 5 年 第 6 回 ( 9 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 1 号 )

令和 5 年 9 月 5 日 ( 火 )

午前 9 時開議

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   |           | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2   |           | 会期の決定について  |
| 日程第 3   |           | 諸般の報告  |
| 日程第 4   | 承認第 5 号   | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和 5 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 5 号 ) について) |
| 日程第 5   | 議案第 3 1 号 | 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第 6   | 議案第 3 2 号 | 令和 5 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 6 号 ) について                        |
| 日程第 7   | 議案第 3 3 号 | 令和 5 年度平群町介護保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) について                    |
| 日程第 8   | 諮問第 2 号   | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて                             |
| 日程第 9   | 認定第 1 号   | 令和 4 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について                              |
| 日程第 1 0 | 認定第 2 号   | 令和 4 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について                   |
| 日程第 1 1 | 認定第 3 号   | 令和 4 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                        |
| 日程第 1 2 | 認定第 4 号   | 令和 4 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について                      |
| 日程第 1 3 | 認定第 5 号   | 令和 4 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について                         |
| 日程第 1 4 | 認定第 6 号   | 令和 4 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                          |
| 日程第 1 5 | 認定第 7 号   | 令和 4 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について                      |
| 日程第 1 6 | 認定第 8 号   | 令和 4 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決                               |

算の認定について

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 17 | 認定第 9 号  | 令和 4 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出<br>決算の認定について |
| 日程第 18 | 認定第 10 号 | 令和 4 年度平群町水道事業会計決算の認定について               |
| 日程第 19 | 認定第 11 号 | 令和 4 年度平群町下水道事業会計決算の認定について              |
| 日程第 20 |          | 先進地視察計画書について                            |

開 会 (午前 9時09分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は12人で定足数に達しておりますので、これより令和5年平群町議会第6回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第6回平群町議会定例会の開催をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用のところ、お集まりを頂き、誠にありがとうございます。議員の皆様には、町政の運営に対し、御理解と御協力を頂いておりますことを御礼申し上げます。

9月に入り、初秋の季節となりましたが、まだまだ残暑が続いております。今年は、猛暑や線状降水帯の発生による記録的豪雨による大雨、台風等により、各地で災害が発生しました。災害によりお亡くなりになられた方の御冥福と、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

6月定例会から本定例会までの主な平群町の出来事についてでございますが、まず、台風7号への対応について御報告いたします。

台風7号の影響で、各地に大きな被害をもたらしました。奈良市内では、工事現場の足場やゴルフ練習場の支柱が倒れるなどの被害がありましたが、平群町では、8月14日14時に台風7号による対策会議を開催し、14日午後から15日午後にかけて、線状降水帯の発生予測や暴風雨により警戒する必要があるために、17時に高齢者等避難情報を発令するとともに、かしのき荘に避難所の開設を行い、5名の避難者を受け入れました。町内では、暴風による倒木等は見られましたが、人的な被害は発生をしておりません。

次に、新型コロナウイルス感染症関連につきまして御報告いたします。

ワクチン接種につきましては、春の接種は65歳以上の高齢者や基礎疾患のある方を対象に、6月17日から7月2日までの土曜、日曜に、プリズムめぐりにおいて集団接種を実施いたしました。秋には、初回接種、1回目、2回目を終了した5歳以上の方を対象に接種を行う準備を進めております。

6月27日には平群町自主防災会の総会が開催されました。総会の後、奈良

気象台の防災管理官により、気象情報の使い方についての御講演を頂きました。くまがし広場では、ドローン運用協定を結んでおります株式会社ウエムラテック様にドローンのデモ飛行と、陸上自衛隊大久保駐屯地の御協力を頂き、自衛隊車両と防災装備品の展示も行いました。平群町では、地域防災力の向上を町の重点施策と位置づけ、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりの取組を進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

6月28日には、住民の皆様や町職員の出迎える中、核兵器全面禁止、核廃絶国際条約の実現等を目指し、原水爆禁止国民平和進行として平群町を訪問いただきました。核兵器のない平和な社会実現に向け、取り組んでまいります。

7月11日には、人権・命の尊さへの町民集会を開催いたしました。この集会を契機といたしまして、さらなる人権意識の高揚と人権教育の取組に向け、関係機関との連携はもとより、学校関係者、地域住民の皆様の御協力を頂き、心豊かな明るい人権尊重のまちづくりに努めてまいります。

8月22日には、第一生命保険株式会社との包括連携協定を締結いたしました。平群町におきましても、企業版ふるさと納税制度を利用しまして、令和5年5月より1名の社員様を派遣を頂いております。このたび、さらなる連携を深めるべく、包括連携協定を締結することになりました。

今回締結いたしました連携協定には、1、子育て支援、教育に関する事、2、健康増進に関する事、3、町政情報の発信に関する事、4、SDGsに関する事、5、その他、地域社会の活性化及び町民サービスの向上に関する事の五つの連携項目があり、町といたしましても、町民の福祉向上に向け、連携をより進めてまいりたいと考えているところでございます。

8月26、27日の両日、平群町総合文化センターにおいて、「平群平和のための戦争展」が開催されました。多くの方の参加を頂き、過去の戦争の悲惨さや愚かさ、人々の悲しみなどを学び、感じ取り、戦争と平和の大切さを考える機会となりました。

9月2日には、初めて総合文化センターで敬老会を開催いたしました。コロナ禍により、4年ぶりの開催となりました。平群町におきましても、本年8月31日現在、65歳以上の方が7,122名おられ、100歳以上の方は女性が6名で、最高齢者は102歳の方であります。今後ますます御長寿を重ねられますよう、皆様とともにお祈りを申し上げます。

9月3日には、環境美化統一実践日ということで、奈良県内19か所で一斉に美しい郷土づくりのために実践活動を行い、平群町におきましても、4年ぶりに「ふるさとへぐりクリーンアップ作戦」と称し、環境美化を行いました。当日は、猛暑にもかかわらず、ボランティア団体や企業、各種団体など、

多数の参加を頂きました。今後も、平群町内の環境美化に努めてまいります。

さて、9月定例議会は、令和4年度一般会計、特別会計の決算を審議いただく議会であることから、1年間の事務総括ということによりよろしくお願いいたします。

令和4年度の一般会計の決算は、実質収支で3億5,843万8,000円の黒字、単年度収支は4,156万8,000円の赤字、実質単年度収支は2億9,641万8,000円の黒字決算となりました。各特別会計につきましても、実質収支については、収支プラスマイナスゼロか黒字決算となりました。国民健康保険特別会計では、実質収支が1億8,254万5,000円の黒字、実質単年度収支が916万円の赤字となりました。介護保険特別会計につきましても、実質単年度収支は700円の黒字で、実質単年度収支は3,549万5,000円の赤字となりました。決算内容の詳細につきましては、決算書並びに成果報告書、附属資料を添付しておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告にある記載の数値である経常収支比率は90.5%、昨年より0.6ポイント悪化、実質公債費比率が14.4%と、昨年と比較して1.6%減少しております。また、将来負担比率につきましてもは156.7%と、昨年と比較して26.6ポイント減少となりました。このことについては、令和4年度に地方債の繰上償還を実施したことによるものであります。

財政健全化を示す財政指標においても、実質公債費比率や将来負担比率は全国的に見ても健全財政とは言えず、平群町の財政状況はまだまだ厳しい状況が続いており、平群町緊急財政健全化計画に基づき、健全な財政運営が確保できるよう取り組んでまいります。議員各位におかれましても、この状況を御理解いただきますようお願いいたします。

本議会では、承認案件1件、条例改正が1件、一般会計補正予算、介護保険特別会計補正と諮問案件が1件、決算認定案件が11件、合計16議案の審議をお願いしております。併せて、いずれの議案におきましても慎重審議を頂き、可決、認定、同意を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。



○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により8番、山口君、9番、井戸君を指名いたします。本定例会会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から9月22日までの18日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの18日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

9月 5日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

9月 7日（木） 決算審査特別委員会（一般会計） 午前9時より

9月 8日（金） 決算審査特別委員会（各特別会計・各事業会計）  
午前9時より

9月 9日（土） 休会でございます。

9月10日（日） 休会でございます。

9月13日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

9月14日（木） 本会議（一般質問） 午前9時より

9月16日（土） 休会でございます。

9月17日（日） 休会でございます。

9月18日（月・祝） 休会でございます。

9月22日（金） 本会議（最終日） 午後2時から

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。山本議会運営委員長。

○議会運営委員長（山本隆史）

先般開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る8月21日月曜日、午後2時より議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日から始まりました第6回定例会の議会運営についての協議及び先進地視察研修について協議いたしました。

また、議会報告会についても協議し、令和5年度は、11月18日土曜日、午前10時より、平群町総合文化センターくまがしホールにおいて開催することに決定いたしました。

その他、平群町議会業務継続計画、BCPについても協議し、安否確認、報告訓練を、明日9月6日に実施することに決定し、救命講習、救命入門コースの実施については奈良県広域消防に依頼、調整中であり、日程が決まり次第連絡いたします。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

続きまして、8月29日午前に開催されました総務建設委員会の報告を求めます。岩崎総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（岩崎真滋）

それでは、総務建設委員会より報告させていただきます。

令和5年8月29日火曜日、午前10時より総務建設委員会を開催いたしました。

案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。

以上です。

○議長

続きまして、8月29日午後に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。山口文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（山口昌亮）

文教厚生委員会より報告をいたします。

令和5年8月29日火曜日、午後2時より文教厚生委員会を開催いたしました。

案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。

以上です。

○議長

続きまして、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、予備費の執行状況について御報告を申し上げます。

6月議会以降でございますが、1件の充用を行っております。

7月の28日に、老人福祉センターかしのき荘の空調設備の故障に伴い、整備工事が早急に必要になりました。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、14節工事請負費の整備工事で、かしのき荘空調設備に70万8,000円を充用いたしました。

結果、予備費の当初予算額1,680万円に対しまして、令和5年度の充用額は合計で1,076万7,000円、予算残額については603万3,000円、執行率については64.1%ということでございます。

以上でございます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度平群町一般会計補正予算(第5号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第5号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

何点か聞きますけど、ちょっと今、金額調べてませんが、当初予算で焼却炉の修繕については、定期的に毎年経費に計上されてると思うんですね。それが幾らで、今回、突発的というふうなことでございまして、どういう状況でそうなったのか、何か原因が分かっているならば、その説明もしていただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

当初予算につきましては3,000万円、例年どおり組ませてもらっております。そちらのほうはまだ執行しておりませんという状況です。それは、今年度の予定の工事のほうに執行しようと考えております。

突発的な部分につきましては、工事のほうが繰り越して工事を行っております。工事をしていて最中といいますか、工事後ですね、点検の中で、炉の気圧というんですかね、その辺がちょっと異常値が出ましたので、炉を止めて点検したところ、炉壁が落ちていたというところでございます。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

分かりました。当初の3,000万円はまだ全然執行してない。これは、でも定期的にやるべきもので、全く執行しなくていいというものではないので、まだ半年残ってますから、そこで、金額3,000万円ちょうどどうかは別にして、執行する予定ということでよろしいですね。

それともう1点ね。これ、香芝・王寺のところで頼んだというふうに聞いてますが、320万円で今200トンとおっしゃいましたけど、計算すると、単価1万6,000円ですよね、トン当たりですよ。よそに頼んでるからあれなんですけど、これ、どうなん。町内で要するに処理しても、単価的には、どういう単価の計算をするかによって変わってきますから何とも言えませんが、たまたまこれ見て今、あれ320万円、200トン、1万6,000円と。そしたら、平群町の焼却炉でやる場合、例えばよそから持ってきて、例えばですよ、よその炉が壊れて頼まれて、たまにありますよね、過去にもありましたよね。そういうときは、その1万6,000円、これは金額決めてるのか、それとも実際に経費として計算して出してるのか、その点どうですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今回、香芝・王寺環境施設組合という形で、キロ当たり16円となっております。こちらのほうはですね、そちらの自治体といいますか、今回は組合ですけど、組合で決まっている額という形でございます。その前に三郷町のほうにお頼みしたときにも、三郷町ではキロ当たり14円という形になっております。

平群町のほうもですね、外部から持ってきたら15円という形で決めていますので、そちらのほうでのやり取りという形になっております。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

その15円、16円。それは大体、平群と三郷は一緒の金額でしたけど、大体これぐらいの経費が町としてはかかるということを経算してあるからそうなるのか。そうじゃないの。じゃあどういふことでそういう15円、16円と決まるの。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみませんでした。

条例上規定してありますので、外部から持ってくるとか事業系とか、そういう部分を該当させているという形になります。ですので、平群町でしたら、外部、事業系持込みでしたらキロ当たり15円となっておりますので、それを該当しているという形でございます。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

何で聞くかというとな、今回みたいに壊れることがあって、2基あるから一基使って、それでもよそに頼んで何とか200トンぐらいで済んだということなんですけど、もう完全に止まる場合も想定しないといかんでしょう。そして、そのときに、例えば斑鳩町はもう大分前から自前の清掃センターを廃止して、いろいろ問題ありますけど、伊賀市の民間に持って行ってると。当然民間ですから、収支合うというか、一定もうけも出るように計算して斑鳩町はお金払ってると思うんですが、そうなった場合に、16円でいけるのかね、そういうところも見とかないと、ちょっと高いか安いかわからんから言ってんねんけど、そういうことがちょっと気になったんで聞いたんです。今じゃなくていいですけども、そういうことも想定してるのかね。

例えば、この間ニュースになってる奈良市、広域での新清掃センターは諦めて自前で造るんですが、ただ、予定地いろいろ出てるけども、あまりうまく、すぐできるような状況にないと。それで、現在の平城、高の原近くにある今の奈良市の清掃センターで大規模改修するという新聞報道がありましたけど、そういうことも見ていくと、じゃあ平群町もいつ壊れるかわからんというのはここ何年か言われてるわけですから、その辺、どういう想定をしてるのかね。こ

の際、ついでですから聞きますけども、広域の協議を今どこともやってないわけですから、やってないのかどうか知りませんが、奈良市と郡山市とかとやってたのはなくなったんで、その後どうなってんのか。生駒市なんかとも話をしていたというようなことはちらっと聞きますけど、実際、その流れはどうなってんのかね、今の段階でどういう状況になってるのか、その辺の説明をちょっとしてもらえますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今回のように、突発的に炉が止まると、燃やせないという状況になることは、当然ながら、今回の件も含めまして考えております。その中で、近隣自治体の方も平群町のほうに頼みに来られたりもありますんで、奈良県内、大体今回のところ辺で連絡のし合いをしたんですけれども、受け入れてもらえる、もらえないと、余裕がある、なしというのは十分ありました。分かってきまして、実際にこの単価のやり取りにつきましては、ある一定、各自治体が想定している単価、ありますので、それを基準に考えていくというところ辺は、ほかの自治体も同じような意見でございました。

その中でもやはり、多くの量を長期間にわたって受け入れるとなればですね、本来の料金プラスアルファ、例えばフェニックスの処理代とか、そういう部分もかかってくるのではないかという話も伺っておりますので、今回につきましては、一定の単価だけで済んでいるところでございます。ですんで、長期にわたりますとは、そういうプラスアルファの部分も必要になってくるかとは考えます。

ただ、そういう中で、各自治体もそうなんですけども、炉が止まった場合の助け合いはどうするかという部分につきましては、まだ全体的には整っていないという状況ですので、平群町は平群町で独自に、どこの自治体がどのぐらい余力があるのかというのは今回分かりましたので、それらに基づいて、今後もし止まれば協力体制をまた求めていきたいと考えているところでございます。

それと、奈良市、郡山市、広域化の件なんですけども、脱退した後ですね、近隣の自治体と協力してやっていくという方向で今のところ動いているわけなんですけれども、そちらのほうですね、まだ近隣の自治体、こちらのほうは、出して受け入れてもらう側ですので、受入先のほうの整備が整っていないという状況ですので、今、いつからできるとか、そのときの単価をどうするとかという話まではちょっとまだ公表できないという状況でございます。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。森田君。

○11番

これ、町のパッカー車で事務組合のほうに搬送されるわけなんですけども、当然そのようなコストがかかるんじゃないかなと思うんですよね、町のコストが。それは、全体のコストで賄えるというふうに理解していいのか、どのように考えておられるのか。最近、ガソリン代が非常に上がっているということと、運ぶということであれば、時間が当然かかるので、職員の負担もかかるというふうに思うんですけども、その辺は、町としてどのようにお考えになっているのかお尋ねします。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

現状としましては、王寺の向こう側の香芝と王寺の境目ぐらいまで運んでおります。椿井のほうまで上がる時間から考えますと、往復で大体30分から40分余計に運搬の時間、かかっております。現状としましては、町内収集した状態のまま香芝・王寺まで運んでおるところですので、3人乗車で行っております。当然ながら、ガソリン代のほうもその分かかってくるのでございますが、現予算で何とか対応できるであろうというふうには考えております。

あと、収集時間が長くなりますので、その分、午後からの部分で影響が出てくるという形ではございます。そこら辺につきましても、午後からの収集につきまして、ほかのパッカー車、ほかの号車、すみません、話が前後しますが、今、香芝に行っているのは3台ですので、それ以外の車につきましては、清掃センターのほうに入れております。そちらのチームも含めまして、協力し合いで、何とかその日の分はその日で終わるという形で今のところに行っているところです。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

1万4,000円、1万5,000円、1万6,000円。基本的に、一般廃棄物は廃棄物処理法で地方自治体が責任持って処分しなければならないというふうに法にうたわれてるわな。そんなもん、1トン当たり1万4,000円、1万5,000円で処分できるはずがない。平群町は人件費から修理代から全部混ぜてみ。4万円、5万円かかっているん違うか。それは、住民サービスの一

環やからそういう単価になってんねやろう。実態は調べたことあるか。俺、ちよっと一遍調べたことあんねん、昔。その当時でも1トン4万何ぼかかる、四、五万円もしたで。今、古くなってきてんやから、もっとかかんねん、コストは。そういうことやろう。それ、はっきり言わな、誤解あったらあかんで。各自治体は皆そういう趣旨を持って、法的な趣旨を持って執行してるわけや、住民のサービスとしてな。というふうに認識してんねけど、その点について、課長はどない思ってるの。わしの認識、どう思うてるの。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今、御指摘ありましたとおり、1トン当たりの処理代というのは、平群町でも15円では賄えていない状況です。実際には、計算の仕方というのはいろいろありますけども、こちら、積算しましたところ、やはり30円、40円という形でなってきましたんで、当然ほかの自治体におきましても、14円、16円で受けていただいているという部分につきましては、それ以上の経費はかかっていると考えております。その辺でありますので、町としましても、なるべく早く修理して、自前で処理をするという方向で持っていきたいと考えております。以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより承認第5号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。



「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度平群町一般会計補正予算（第5号）について）は原案どおり承認されました。

続きますして

日程第5 議案第31号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第31号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○7番

今、部長のほうから説明あったんですけれども、平群町として、今現状どういう実態なのかということ、ちょっと御報告願えますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、放課後児童支援員の資格の人数等のことでよろしいですか。お答えいたします。

現在、平群町には3学童保育所ございます。従事している職員が20名おります。そのうち14名が認定資格を持っており、残りの6名が、今後、受講資格を得て、研修を受けて認定資格を取るという流れになっております。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第31号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第6 議案第32号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第6号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第32号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

何点か質問します。

まず、ちょうど9月議会ということで、今年度2回目の定例会で、まだ半年ありますけれども、ちょっと今後の財政状況、町長も挨拶の中で、まだまだ財政厳しいと、こうおっしゃってたんですけども、その中でも3億2,690万円ですから、相当な額を、これまでの2回よりさらに増やして繰上償還をするということですね、思い切ったことをされるなど思いながら見てたんですけども、今回のこの補正でね、補正でというか、6号の補正まで来てるんですが、その6号の補正までで、当初予算から、1号から6号の補正予算、これら全部入れて、毎回というか、3号補正ぐらいから全部歳入不足というか、足らん分を基金から繰り入れるということをやっておられるわけですけども、今時点

で、私、計算すると、予算上の単年度収支、繰上償還は実質単年度収支に関係ないということになるんですけれども、それは別にして、実際に何ぼ残るのか、1年間の収支で。計算すると、予算上は2億9,505万4,000円の赤字と、こうなってるわけですね、毎年不用額とか出ますから、このとおりにもちろんならないんですが、こういう状況ということで計算したんですが、それで間違いないですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに、今回の6号補正までの補正状況を見ながら、不足分は財政調整基金等で対応してまいりました。その中でいきますと、やはり議員お述べのとおり、2億9,000万円弱が今のところ赤字で整っているということでございますが、ただ、今議員もお述べのとおり、不用額とかそういった部分、そしてまだ今現在半年間ということで、まだ大きな地方消費税とか特交とか、そういった財源が未確定である中で運営しております。政策推進課として、見込みとしては、不用額も例年どおりあれば、やはり実質収支は黒字になって、単年度収支については、今年度はちょっと赤字になっていくのかなという見通しは持っております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

実質収支の黒字というのは、基本的に繰越しの1億5,000万円があるんで、それ全部がマイナスになるほどのことはないだろうと。ということは、単年度収支で悪くても1億円ぐらいの単年度収支というか正味の収支でね、1億円ぐらいの穴が空く。3億円返したら穴空くわけですから、実質単年度収支のほうは2億以上の黒字になるということなんですけれども、そういうふうに見てるということですかね。そういうことですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、議員がお述べのとおり、そのような形で、今、今後の動向を見ておりません。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

もともとね、健全化計画、最後の改訂版が今年の2月か3月でしたよね。そのときの収支でいくと、1億3,500万円、これは実質単年度収支で、このときは当然繰上償還を見てませんから、正味1億3,500万円ぐらいの赤字になるんだろうと見てたと思うんですね、一つは1億2,600万円、ワクチンの返還金を当初予算で計上してるということもあって、それにプラスアルファ、若干赤字になるというふうに見てたと思うんですけども、それとの兼ね合いで言うと大きく変わってると思うんですが、その点はどうですかね。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

議員のお述べのとおり、令和5年度の実質収支の見込みについてはマイナスの1億3,500万円という形で見込んでおりました。そしてまた、現在、そのときは2月に改定した部分になりますので、今回の繰上償還等の部分は加味してないということの状況でございます。そういった中、政策体系の中でもお話しさせていただきましたが、現在、9月中旬に、奈良県と中長期の見通し計画という形のヒアリングを行いながら、交付税の動向とか、そういった部分を協議して、また、その後にシミュレーションの見直しを図っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

いつも11月頃に、去年は遅かったですか、1月の広報と一緒に、財政状況も含めて、町の施策についての冊子が全戸に配られるということだったんですが、今年も11月ぐらいにはそれが出るということで、できるだけこの間、大きく状況を、町のほうで努力されて、借金返しも進みですね、あと決算の審議とかありますけれども、地方債残高は128億円まで減ってる。ということは、もう当初の早期健全化の3年間の目標をクリアしてるわけですからね。そういうことから、ちょっと早めに議会にはですね、この9月補正が終わった後、いろいろ見通し、まだまだ難しいところがあるか分かりませんが、今さっきおっしゃった地方消費税交付金とか地方交付金の特交のほうとかですね、そんなに大きく減ったり増えたりはもうしないというふうに思うんでね。そうい

う点から見れば、今年度もそこそこ、さっき赤字になるようなことをおっしゃってましたけど、予算上2億9,000万円、3億円足らずだったら、うまくやればとんとんぐらいにはなりそうかなと、私はそういうふうに見てるわけです。

そこでですね、繰上償還、さっきも言いましたように3億2,000万円以上、これについて、借金を減らすというのは、町長は盛んに将来負担比率のことをおっしゃってるんで、そこに力を入れられているんだと思うんですが、それも結構なことなんですけどもね、3年間で9億432万円か、だから9億円の借金返しを余分にしてるわけですよ、毎年の公債費とは別にね。それだけの大きい金額を3年間ですからね。毎年だから3億円平均になるわけですけども、これについては来年度以降も、もちろん財政状況も見ながらということになりますけれども、その償還を続けようという考えなのかどうか、これが1点。

それから、地方債残高の目標をどう持ってるのか。これは、将来負担比率のパーセンテージは出されるんですけども、残高を幾らにするというのはあんまり聞いたことないもんですから、それももし、目標があるなら示してください。

それともう一つは、この間もいろいろ出てる、今後必要になる大きな事業としては、もちろん庁舎建設もありますし、中学校、大規模改修の方向でやるということでしたから、ほかにもちょっとあるんだと思いますが、そういう大型事業との兼ね合いも含めてですね、ちょっと今後の償還をどうするかということなんかも説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、繰上償還等、今3点御質問がありましたので、また御説明させていただきますと思います。

まず、繰上償還を今年度、今後も実施していくのかということでございますが、本来、先に決められた形で償還を行うのが原則であるとは考えております。そういった中で、今回もですね、将来公債費を見据えということで、やはり令和7年から10年ほどに10億円弱の償還が始まっていくということで、総合スポーツセンターの元金償還が始まっていくという状況がございます。そういった中で、公債費の平準化の必要があるということと、そしてまた、緊急財政健全化計画の早期集中プラン最終年度ということもありまして、今回、繰上償還を行っていきこうというようなことでございます。

そういった中で、今後、交付税の部分につきましては、この財政健全化に向

けてなんですけれども、まだまだ自主財源の伸びが大きく期待できない中で、普通交付税が今現在、一定確保できている中で、将来にわたって公債費をさらに減少するために、今回、繰上償還をさせていただきたいということで行っております。

今後のことについてですけれども、やはり今後、交付税の部分、大きな事業というのを先ほどお述べさせていただきましたけれども、中学校の大規模改修、そして庁舎建設、そして清掃センター、そしてまた、老朽化していく公共施設の状況を見据えまして、やはり事業をしていくには、平群町については、公債費の発行が必要になってまいりますので、そういったことも見据えながら繰上償還のほうをまたしていくと。そして、今後、どうするかということですが、そういった状況を見て、そして長期の金利の動向も、今現在上がってきているということもありますので、今後、そういったことも見据えながら、また繰上償還等については、そのときに検討してまいりたいというふうには考えております。

残高目標につきましては、緊急財政健全化計画に記載しておるんですけれども、令和5年度末で130億円以下という形で目標を定めております。そして、今後の大きな事業ということで、先ほども述べましたけれども、今後、やはり中学校の大規模改修、そして新庁舎の建設、清掃センター、そしてまた老朽化等が見据えておりますので、そういったことも踏まえて、今後、事業等ですね、安定化財源を引けるように、公債費等の動向を見据えながら取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

地方債の残高、目標に書いてたかな。残高は書いてたかな。そうか、またちゃんと見ておきますけど。

公債費を10億円、令和7年度からまた、今のままだったら超えてくると。そうならないように、早めに繰上償還しながら、そうならないように。私もずっと言ってきましたけど、平群町の財政状況を見る限り、財政規模から言うと、公債費は9億円台でないと、10億円を超えてくるとやっぱり予算編成が厳しくなるというのはずと私も言ってきましたから、それはそれでいいとは思いますが、バランスの問題もありますんで。それと、中学校や新庁舎の問題で言うとな、でも時間、そんなにないでしょう、前から言ってるように。詳細なことは別にして、大まかなスケジュールぐらいはきちっとしないと、財

政ばかり言って、じゃあ何ぼになったらそういうことは一切なくなるんだと  
いったら、前聞いたときに、将来負担比率とか実質公債費比率なんか、全国平  
均より平群町はむしろ高いわけですよね。奈良県平均よりも高い。そこ  
に合わしてたんじゃ、ずっと何もできないですよ。ほんで、その数字にどうし  
ても合わせないと町政運営として駄目なのかといたら、そんなことないわけ  
ですよ、今までから。だって、前町長の時代も変わらなかったけれども、文化  
センターを建てですね、それから、ゆめさとこども園もできてますし、いろい  
ろやられてるわけですよ。当然、それもあって借金も膨らんでるんですけども  
ね、でもやることはやらないあかんという中でね、もうちょっとスケジュールを  
きちっと早めに出してほしいんです。財政健全化計画とか、財政のシミュレー  
ションは早め早めに作ってるみたいですけども、そういう住民との関わりでど  
うしても必要な施設というのはありますから、そういう点ではね、もうちょっ  
と具体的に、財源の手当ても含めて、いや、今ある、ないじゃなくて、こうな  
ればこれができるみたいなことも含めてね、私はちょっと議会のほうにも、町  
の素案程度でいいですからね、もうこれで決まりじゃなくて、こういうふう  
に考えてるんだということで、議会とも議論していただきたいなということ  
を思ってるんですが、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

一定、今後の事業等ですね、確かに議員さんお述べのとおり、大きな事業で  
ございますので、そういった部分の素案等ができましたら、また議員さんのほ  
うにも御提出させていただいて、御協議等させていただきたいというふうには  
考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

そしたら、大きな話はそれまで。

あと、補正の中にあるコロナワクチンの接種被害補償金148万4,000  
円の、この内容について、ちょっとよく分からんのですよ。国が全額もちろ  
ん持ってくれるし、ワクチンで、因果関係いろいろ言われてますから、絶対そ  
うだということかどうかわかんないですけど、亡くなった方とか、それで健康を  
害された方がいらっしゃって、平群でも2の方が健康に害が出て、因果関係  
が認められたから補償されるわけでしょう。これって、いつのワクチンで、2

名とおっしゃっていますけど、平群も1回目は相当な人もワクチンを打ってますし、どういう、これ1回目なのか、もう何回もやっていますから、そのどれなのかね。ほんで、補償ってどこまでされるのか、これ、金額だけ出てもちよつと分からないんで、その辺、説明していただけますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

まず、御質問にありました、いつ接種されたワクチンに係るものかというところでございます。これは、2名とも、令和3年の9月に接種された方でございます。

いつまで補償かというところでございますけれども、これについては、治癒するまでの補償ということになっております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

治るまでずっと、もちろん完治するまでということやな、補償するというのは。何年か、かかる場合もあるわけですか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

おっしゃるように、治癒するまで、治るまででございます。

ちなみにですね、今現在2名の方、今回補正させてもらっていますけれども、1名の方には4年度まで症状が続いてまして、今現在は治癒されてるところでございます。

○議 長

山口君。

○8 番

3年の9月、ほんでこれ、今年の7月でしたっけ、認められたというのは。これ、認めるまでにこんな2年近くかかったということですか、これは。その間は、じゃあ本人の、要するに健康保険証を使って、通常の負担割合で負担されるということですかね。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長



当初からですね、今言われてたことなんですけれども、1年半とか2年程度、因果関係等を確認するのに時間がかかるということは聞いておったところでございます。今回、おっしゃってるように、このたび、それが認定されたと。ですから、ほぼ2年程度かかっているところでございます。

その間の費用についてでございますが、これも、あくまでもまだ認定されていない状況ですので、御自身さんで医療費等をお支払いいただいております。今回の補正について、遡及してお支払いするというので、この3年度からの遡及分について補正をさせていただきます。

○議長

山口君。

○8番

これ、その方が3割負担か何割負担か分かりませんが、それはもちろん、これまで本人が負担してたのは自分の負担分だけですけど、じゃあ残りの保険者のほうで賄う残りの7割なりは、これはどこが持つんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、ちょっと今、記憶には乏しいんですが、当初は国が持ってたと思います。いつの頃からか保険適用になったという記憶、ちょっと曖昧で申し訳ないですけど、そういうお答えで申し訳ないです。

○議長

山口君。

○8番

いや、おかしいよね。だって、保険じゃなくて、10割全部国の、国が払うから国民の税金やと言われちゃそれまでになるけど、でも、保険会計で払うべきじゃないでしょう。国の施策としてやって、そこで被害が出て補償するということやから、当然。だから、それ、保険者が払うんやったら、例えば国保の加入者やったら平群町が払うことになるんですよ。今は県単位になっているから奈良県ということになりますけどね。そうでしょう。奈良県の保険者、それも国保の加入者の保険料も入った分、もちろん一般会計も入ってますから、全部が全部じゃないですけど。そこが、ちょっと今分からへんのやったら、ちょっとはっきりさせといてくれるか。別にそれ変えられへんし、僕らが何ぼ言ったってあかんやろうけど、おかしいことはおかしいって、今後それは国にも言わなあかんからやね。その辺はそんなこと、多分ないと思うのよ。国のほうから全部、例えば3割自己負担であれやったら、3割はもちろん、平群町を通

じて国からの金を払うにしたって、残りの7割だって、保険者が払うというのはやっぱり整合性取れんなというふうに思うんで、それは確認しといてもらえますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

申し訳ありません。私の誤った、ちょっと思い違いかもわかりませんので、その点は確認させていただきたいと思います。

○議長

森田君。

○11番

今の件ですけどもね、どんな症状が出ておられるのか、分かりましたら。

それと、2名の方の大体の年齢ですね、幾つぐらいの方がそういうことになられたのか、分かればお教えいただけませんか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、ちょっとそのあたりは伏せさせていただきたいと思います。

○議長

森田君。

○11番

それは個人情報にならないんじゃないですか。年齢とか、どんな症状とかいうのは。名前を出せば個人情報の問題になるんですけども、それは、国からそういう方針が出てるんでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

今、一般的なものをちょっと探してるんですけども、ないんですけども、咽頭痛とか扁桃炎、それから髄膜炎、脳症炎というんですかね、そういった症状があるということで、ちょっと記憶しております。

○議長

森田君。

○11番

ちゃんと答えていただきたいんですけども、年齢は幾つぐらいの方なんですか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、高齢者の方であって、今、年齢を記載した資料はちょっと持ち合わせておりません。それはまた確認をさせていただきたいと思います。

○議 長

森田君。

○11番

ありがとうございます。

それとですね、13ページの旧人権交流センターの運営費のことなんですけれども、アスベスト調査でこれだけの費用がかかるのでしょうか。解体のことも含めてこの費用なのでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えさせていただきます。

まずちょっと順を追って御説明をさせていただきたいと思います。

まず、この補正予算を計上するに当たりまして、法律の立てつけということなんです、いわゆる大気汚染防止法が令和3年の4月に改正され、施行されております。これにつきましては、建築物の解体工事における石綿の飛散を防止するため、いわゆる石綿含有建材、いわゆる建物の建材の規制を拡大することになりまして、3年の4月から施行されてます。奈良県におきまして、全国的なんですけれども、令和4年の4月から事前の届出が必要だということで義務づけられております。いわゆる飛散防止のためにということで施行されてます。

積算根拠のほうですが、こちら、当然費用、あるいは単価、その他、まず基準をしっかりと調べさせていただいたところ、設計図書、いわゆる建築図書に基づきまして、まず含有アスベストがあるのかないかをまず調査をして、疑わしきは全て調べるようにということになっております。例えば、天井の建材、あるいは外壁の塗装材ということになってます。古い年度の建築物ということもありますので、設計図書が心もとない中ではあるんですけども、専門事業者に事前にちょっとチェックをしていただきまして、今のところ、予算の計上ベースでいくと、人権交流センターの西館、東館がございますが、それぞれ25検体ずつ、合計50検体の調査をしなければならないということです。いずれにしても、執行段階で再度精査はいたしますが、今のところ、予定としま

して、そういった計上になっております。

以上です。

○議 長

森田君。

○11番

それはそれでいいんですけどね。それでは、いつも解体のときの設計を、公民館のときもされたんじゃないかなと思うんですけども、そういうことも含めて一緒にやられたほうがいいんじゃないかなというふうに私思うんですけどね。費用が別にかかるかもわかりませんが、クロスに含まれてるとかですね、床の、今のピータイルみたいなもので昔アスベストタイルと言ってたものがそれに該当すると思うんですけども、変圧器とか蛍光灯の安定器はもう既に残ってないというふうに、以前、答弁で頂いてましたのでね、それはいいんですけども、ちょっと費用が、私はかかり過ぎるんじゃないかなというふうに思いまして、執行に当たって注意をしていただきたい。

もう一つは嫌事なんですけどね、解体して売るとですね、売った単価のほう安いと、こういうことが実際起こる可能性としてはあるわけなんです。場合によっては、建物をつけて、ただでやってもいいような状況に陥る場合もあるわけですから、その辺のことも十分検討していただきたい。それはお願い事。

もう一つ、これはもう解体しないといけない。それと、あすのす平群も、中央公民館を解体した後2軒残って、その3軒を含めて、それ以下で総合文化センターを建設してるわけですから、その辺のスケジュール的なことも示していただかないと、国をだました、県をだましたということにならないようにだけ、準備を怠らないように、それはまた別の機会に御説明をお願いしたいというふうに思います。

○議 長

答弁いいですか。

○11番

いいです。

○議 長

はい。山口君。

○8 番

旧人権交流センターの件ですけども、これは補正で出てるんですけどもね、今年度予算についてましたっけ。ちょっと覚えてないから、そこがどうなるのか。それと、今もちょっと出てましたけど、スケジュール、もう来年ぐらいいには全部解体撤去してしまうつもりなのかどうか、その点どうですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

補正の件と今後のスケジュール、お答えいたします。

まず、本年度の当初予算におきまして、先ほど森田議員からの御指摘ありましたとおり、解体工事の設計見直し業務、これを計上しております。これは、令和2年度に設計をしております、それから単価や施工方法が変わっているということもあまして、設計見直しを行う。今回のアスベスト調査の業務も出てきましたので、それを約40万円程度計上しています。併せて、周辺家屋の事前調査ということで、約700万円程度計上しています。あと、旧人權交流センターの敷地の登記の整理業務ということで、約80万円程度予算を計上しております、今回のアスベスト調査を入れまして、事前の準備ということで予算を計上しております。

スケジュールのことですが、それぞれの業務については、もちろん解体工事ということで、手戻りにならないように、遅くとも令和5年度、今年度の12月末までには終わらせて、新年度におきまして、解体工事の予算を計上いたしまして、御審議、御議決いただきましたら、速やかに解体工事に着手をして、6年度中に終わらせたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第32号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第6号）については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第7 議案第33号 令和5年度平群町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第33号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

今回の補正は精算分だけということで、これはこれで精算ですから、どうしようもないし、それでいいんですけど、8期の最後の年ということで、今年度はね、もう既に、9期に向けた策定委員会も始まっているようですけども、今の段階で8期全体を見た場合ね、どう見てるのかというのを、決算もあるから、そこでも聞きますけども、特に今年度の収支について、まだ先ありますからあれですけども、感触としてはどういう状況なのか、ちょっと分かる範囲で答えてもらえますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

介護保険の第8期ということで8期中の今後の見込みといたしますか、感触ということでございます。ほぼほぼ計画どおりの給付、超えることはございませんが、9割後半ぐらいでの推移をしておるところでございますので、今年度、この後、約半年がありますけれども、その分を見ましても、ほぼほぼ計画どおりの推移になってくるのかなというふうな見込みはしております。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

去年というか、1年目と昨年の2年目、両方とも大体、8期の1年目の令和3年度がですね、計画に対して実績が98.1%、これは給付費ですけどね。それから、昨年度については97.8%。合わせて両方で98%ぐらいだと思うんですけども、それ以前の6期、7期がひどかったですから、80%台でしたからね。それから比べれば、計画に対して、大体ほぼほぼ、ちょうどええ感じで来てるかなというふうに思ってますんで、それはいいんですが、今年度、一応予算上は1億円ぐらいの基金取崩しということで、1億900万円だったと思うんですけどね、してるんで、それも合わせて、3億円の赤字にはならないようなことだと思うんですけどね。ちょっとまたその辺、詳しくは決算のときに質問もしますので、それはそれで結構ですので、これは結構です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第33号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第33号 令和5年度平群町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年9月5日提出

平群町長 西脇洋貴

記

住所 奈良県生駒郡平群町大字梨本742番地の14

氏名 中村高士

生年月日 昭和25年10月6日

以上でございます。

○議長

続いて、町長の説明を求めます。西脇町長。

○町長

ただいま朗読のありましたように、諮問第2号の人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図ることなど、様々な活動を行っていただいております。

中村高士氏は、平成30年1月より、人権擁護委員として地域社会の福祉向上のために御活躍を頂いておりますが、引き続き、人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見を頂きますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長

お諮りします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり



○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

10時55分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時39分)

再 開 (午前10時55分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

健康保険課長より発言を求められておりますので、許可いたします。健康保険課長。

○健康保険課長

休憩前に山口議員と森田議員より回答を求められていました件についてお答えいたします。

まず、山口議員から、接種被害に係る治療費について、保険対応になっているかなっていないかという点でございます。これ、保険対応をしております。残り、自己負担部分を給付する制度になっておるところでございます。

もう1点、森田議員からの御質問で、接種被害に遭われた方の年齢ということでございますが、30代の方と40代の方でございます。

以上、回答させていただきます。

○議長

それでは、続きます

日程第 9 認定第 1号 令和4年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第 2号 令和4年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第 3号 令和4年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第 4号 令和4年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 3 認定第 5 号 令和 4 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 認定第 6 号 令和 4 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 7 号 令和 4 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 8 号 令和 4 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 9 号 令和 4 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 1 0 号 令和 4 年度平群町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 1 1 号 令和 4 年度平群町下水道事業会計決算の認定について

以上 1 1 件を、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。認定第 1 号から認定第 9 号までの提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者

認定第 1 号 認定第 2 号 認定第 3 号 認定第 4 号 認定第 5 号 認定第 6 号 認定第 7 号 認定第 8 号 認定第 9 号 提案理由説明

○議長

御苦労さまでした。

続きまして、認定第 1 0 号、認定第 1 1 号の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

認定第 1 0 号 認定第 1 1 号 提案理由説明

○議長

御苦労さまでした。

続きまして、監査委員から監査結果の意見を求めます。井戸議会選出監査委員。

○監査委員（井戸太郎）

では、議会選出の監査委員の井戸太郎でございます。

○議長

井戸議員、前に来てください。前をお願いします。

○監査委員（井戸太郎）

それでは、一般会計、特別会計及び事業会計決算審査の結果を御報告申し上げます。

令和4年度の一般会計、特別会計及び事業会計の決算等については、本年7月25日から8月21日まで審査を行い、町長に意見書を提出いたしました。

審査方法については、各決算書及び決算附属書類などが関係法令に準拠して作成されているのか、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合、確認などの手続を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の決算は、いずれも諸規定に準じて適法に作成され、計数は適正に処理されていることが認められました。

本日配付させていただいております決算審査意見書は、決算の概要、一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出状況の年度別・項目別明細、基金の運用状況等を項目ごとに記載しておりますので、精読いただきますようお願い申し上げます。

それでは、監査委員から所見を述べさせていただきます。

令和4年度の一般会計、特別会計を合わせた本年度の総計決算額は、形式収支は約6億1,300万円の黒字、実質収支では約5億5,900万円の黒字となっています。なお、前年度からの繰越金の増減を表す単年度収支は約4,500万円の赤字となっています。

一般会計歳入歳出で見ると、収支状況は、実質収支は約3億5,800万円の黒字、この実質収支から前年度の実質収支約4億円を控除した令和4年度の単年度収支は約4,100万円の赤字となっているが、財政調整基金に5,000万円を積み立て、公債費で約2億8,800万円の繰上償還をしていることから、実質単年度収支は2億9,600万円の黒字となっています。

歳入では、歳入総額に対する自主財源の比率は33.5%で、前年度より比較すると2.2%増加しています。主には町税や財産収入、寄附金によるもので、構成比全体では依然として低い状況にあり、今後も自主財源の根幹をなす町税や、今回減少が見られた使用料、手数料等について、受益者負担の原則に基づき、負担の適正化を確保するように努めることの要望をいたしました。

一方、歳出については、予算に対する執行率は90.1%となっており、前年度より比較すると0.38%増加しております。これらは、従来から取り組まれている効果の現れだと思われませんが、引き続き、的確な決算見込みの把握に努め、財源の有効活用にさらに努めるよう要望いたしました。

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は90.5%となり、前年度と比較すると0.6ポイント増加しています。健全化判断比率である実質公債費比率14.4%、前年度は16%や、将来負担比率156.7%、前年度

は183.3%は共に早期健全化基準には至っていないものの、奈良県下においても相当の高水準にあることから、今後も新たな町債の発行を極力控え、義務的経費も含めた歳出全般の抑制に努め、町債残高全体の縮減を図ることに留意しなければならないと意見しました。

特別会計については、各会計を総括すると、歳入総額約53億500万円、歳出総額約51億400万円となり、差引き額約2億100万円、翌年度に繰り越すべき財源はなく、実質収支は差引き額の約2億円の黒字となっております。各会計は、収支同額もしくは黒字となっております。特に、国民健康保険特別会計は、県への国民健康保険事業納付金の増加により、令和3年度に比べ、実質収支は減少しましたが、引き続き良好な財政状況であり、令和4年度決算は1億8,200万円の黒字となっております。

次に、事業会計の水道事業会計は約2,400万円の利益を計上しており、年度末剰余金も約6,330万円計上していることから、問題ないと判断しました。また、未収金の回収に努めるように求めました。

下水道事業会計は約8,755万円の利益を計上しており、前年度の剰余金約890万円と合わせて、年度末の剰余金は約9,650万円を計上していることから、問題なく事業を推進しているものと判断いたしました。また、下水道使用料の未徴収について指摘し、事務改善に努めるよう求めました。

最後に、地域経済や町民生活では、新型コロナウイルスが猛威を振るうとともに、ウクライナ情勢に端を発した原材料やエネルギー価格の高騰が大きく影響を与えたため、経済支援施策に積極的に取り組むこととなりました。このことにより、主に給食費の無料化などの経済支援は必要性や重要性が認められる一方で、今後、長期継続的に財政支援が必要な施策には、将来の財政基盤を圧縮させることのないよう、慎重な検討が必要と思われます。本年度は、主にはふるさと納税の寄附金が前年度より増加となり、恩恵を享受しているところがありますが、臨時的な財源に過度に依存することなく堅実な財政運営を望み、これから迎える少子・高齢化に伴う社会保障費の増加、これまで発行してきた町債の償還が高止まりにあることから、近年非常に厳しい財政運営を余儀なくされている状況であり、まだまだ健全財政とは言えず、常に事務事業について効果検証を行い、限りある財源の中で有効かつ必要な施策のみを選択し、取り組むことが必要不可欠であると考えます。

町が直面している社会保障費の増加や公共施設の老朽化などの課題に今後対応するため、現在取り組んでいる平群町緊急財政健全化計画に基づいた施策を引き続き実施し、効果を上げていただきたいです。

当面の収支不足による赤字決算を回避し、重症警報の指摘部分の改善に対す

る早期集中プランと、将来的な財政体質の改善に向けた中期対応プランを着実に推進し、今後、全ての事業に対して事業内容を精査し、現状に見合った必要性の可否や、事業ごとの成果の検証や執行方法の見直しを行うなど、全ての事務執行が形骸化することなく、常にコスト意識を持って、適正かつ効果的な予算執行を行うことを心がけ、持続可能な自治体運営に努め、この危機的な財政状況を乗り越えていただきたい次第です。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長

御苦労さまでした。

事業部長から発言を求められていますので、許可します。事業部長。

○事業部長

貴重な時間頂きまして、申し訳ございません。

私からですね、事前に提出しております決算審査特別委員会の資料差替えについてのお願いがございます。

ページ数が36ページ、資料ナンバー33でございます。事前にお配りしましたこの資料33の道路新設改良費の委託料でございます。測量設計委託料の上から3行目から6行目にかけて、3行目ですね、東三里117号線の賃貸契約に伴う登記業務から、6行目の鳴川路線拡幅事業に伴う登記測量業務について、実施場所について間違いがございましたので、訂正をお願いいたします。

また、中段の調査委託料です。鳴川路線拡幅に伴う補償調査業務についても実施場所に訂正がございます。

その下の鑑定委託料です。鳴川路線拡幅に伴う不動産鑑定評価業務については、実施場所が記載されておりましたので、櫛原、緑ヶ丘6丁目ということをお願いいたします。

続いて、38ページ、資料ナンバー35でございます。用地購入費ですけれども、中段の2行目ですけれども、鳴川路線拡幅事業に伴う用地取得、こちらも場所は櫛原の誤りでございます。訂正のほう、よろしくをお願いいたします。

○議長

午後1時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時10分)

再 開 (午後 1時45分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

これより本案 11 件に対する質疑に入ります。

まず、認定第 1 号 令和 4 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。山口君。

○ 8 番

まず、平群町の財政指標、ここ 3 年間連続でよくなってるんですけども、昨年も聞いたんですけどもね、奈良県と、それから全国、両方とも平均になりますけれども、平均の実質公債費比率と将来負担比率、この二つについて、もう令和 3 年は出てると思うんですけどもね、どうなってるのか、まずそれからお願いします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、ただいまの実質公債費比率と将来負担比率の奈良県の状況と国の状況と、令和 3 年度分が出ておりますので、御報告させていただきます。

実質公債費比率につきましては、町が、令和 3 年度は 16%、県平均は 8.6%、国平均は 5.5%です。

将来負担比率につきましては、町が、令和 3 年度、183.3%、県につきましては 44.7%、国につきましては 15.4%。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

県で言うと、将来負担比率、去年も聞いたんですが、県が前回 56 でしたから、それよりもまた低くなっていると。国のほうも 24.9 から 15.4。平群町はこれを目指すんですか。奈良県平均以上とか全国平均以上とか、何かの数字でありましたけど、ここの平均まで来たら、財政は健全化されたというふうに考えているのか、私が前から言ってますように、一応総体的にはもちろん全国的にそういう状況になってるんでしょうけども、絶対数として、平群町の過去から比べてどうかという、そういう指標ももって財政健全化、どの程度いけたか考えるのかね。要するに、枕詞、またはお経の最初みたいなんです、もうとにかく財政困難なためということで、何でもかんでも枕詞がつくという、

それがいつ取れるのか、それはどういう状況を考えているのか、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、平群町の目標としている数値ですけれども、まず平群町は、今現在、緊急財政健全化計画に基づいて行っておりますので、令和7年度末には実質公債費比率は15%、将来負担比率については140%ということを目標に財政健全化に取り組んでおります。

国平均、県平均と比べて、確かにまだまだ財政が厳しいというか、まだまだこの44%に平群町はいけるのかというのは、なかなか正直難しいものがあるかなと。先ほども言いましたけれども、これから中学校の大規模改修や公債費を使つての事業が待ち構えているということになりますので、まずは令和7年度の計画目標を達成して、そこからまた建設していく、着手していく事業について行っていくと、そういったものを見据えながら健全化運営を行っていくと。

そしてまた、相対評価と絶対評価ということで、確かに平群町につきましては絶対評価で、こういった平群町の緊急財政健全化計画で目標を定めるというのが、まずは町の絶対評価になるのかなというふうには考えております。その一定目標がいいのかどうかというのを、やはり、その絶対評価だけでははかりかねない部分が、全国の自治体で同じ評価基準を持って、どの順位に当たっているのか、どのような状況なのかというのが相対評価なのかなと思っております。

そういった中で、絶対評価については、なかなか評価者によっても、その評価のばらつきが出てくる部分もあるかということも懸念がありますし、相対評価につきましても、それぞれメリット、デメリットはありますので、その両方のいい部分というか、そういったものを組み合わせて財政分析をしていかないといけないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

ちょっとだけ言葉尻取って悪いんですけど、実質公債費比率、緊急財政健全化計画の目標は16.0だったんじゃないんですか。15.0やったか。その点はちょっと後で。

それとですね、これも財政健全化計画の中で、以前から、性質別歳出の物件

費についてはですね、毎年10%下げるとかですね、たしか、2年前の3月の予算審議のときの答弁だったと思うんですけども、実際いろいろ、国の施策との兼ね合いもありますから、そのとおりにもちろんならないんですけども、昨年度の物件費は令和3年度より7.7%増加しています。その要因は何かということ。

またですね、今年度以降、財政健全化計画最終年度の令和7年、2025年度ですけども、10%のマイナスシーリングというのを続けるのかどうか。また、実際そんなことができるのかどうか、その点についてはどうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、物件費が令和3年度に7%増加したのではないかと、その要因ですけども、まず考えているのが、主に生活応援クーポン配布事業とか臨時的な事業、そしてふるさと納税が増えたことよっての関連の委託料、そして、物価高に伴う公共施設の光熱水費の増額等が影響して増額しているものと考えております。

物件費のカットにつきましては、緊急財政健全化計画では、早期集中プランで10%、令和4年度、令和5年度では5%となっておりますけれども、今後、今度、中長期のプランに入っておりますけれども、令和6年度、7年度につきましては、今後作成していきます新年度の予算編成方針の中で経常的な物件費をカットしていくべきなのか、もしくはその前年度を超えることのないように取り組んでいくのかということのをちょっと全体的に見ながら、その方針等を定めていきたいというふうには考えております。

そして、先ほどの緊急財政健全化計画の実質公債費比率ですけど、やはり計画のほうでは15%以下ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

山口君。

○8番

16になってたと思ったけど、僕の勘違いですか。今見てるんやけど、ちょっとすぐ出てけえへん。

物件費については分かります、そういうことも当然あるんで。じゃあ、今おっしゃったその経常的な物件費については10%マイナスというのは、これまでできてきて、今後もできるというふうに、ずっとじゃないでしょうけど、あと5%に減る、ずっと10%ということじゃないですけど、ここ、来年、再来



年と10%、できるというふうに思ってるのかどうか、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

そうですね、やはり物件費のカットにつきましては、令和3年度は10%、令和4年度、5年度につきましては5%ということで、当初予算の編成方針の中ではそういった指示を出して、それに基づいて編成しておりますけれども、やはり実質それでいけるかとなりますと、正直まだいけてない部分があるのかなと思っております。そういった現状も編成方針までには把握しながら、そのカット、カットではなかなかやるべきこともできてない部分もありますんで、現状と、また光熱水費等も上がってる中での、そういった部分を把握しながら編成方針等、整えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

具体的にね、各課に要するに、そういう支出を減らすという指示とか、もちろんそういうふうになされてると思うんですけどもね、実際じゃあ具体的にどこを削るのかということで、そういうところをしっかりと、別にそれぞれのところでももちろん考えてもらうのもそうですし、結局、肝腎なところで削れないところもあるわけですから、そこをしっかりと見ないとね、単純に何%なんてやっただけ、それは目標としては分かりやすいかもしれないけれども、実際できないじゃないですか。この間、財政状況は、私はもうずっとよくなってるというふうに思ってます。最大の原因は、地方交付税が、特交も入れれば30億円超えてきた、去年初めてね。だから、この地方交付税が大幅に増えたことが最大の原因でしょう。それと、コロナ禍の中で、様々な国から地方への交付金がある、そのお金を使って住民向けの事業がいろいろできたということもありますし、だから、そういうところであってね、結局、町が出した、この間の様々な健全化計画で、どれだけ実際に効果があったか。一番効果があったのは人件費でしょう。もうはっきり言って、人件費だけが効果があって、あとは借換えと、それと公債費の借換え、県からの無利子の県から借りた金の借換えとか、今回の、ここ3年やってる繰上償還、これの影響は非常に大きいんです。私も試算したら、もうそれだけで、ここ2年で人件費も合わせれば2億円近くなりますから、あとは全部、要するに国からの財政出動がほとんどだと思えますよ。だから、本来の物件費にしたって何にしたって、工事差金が出るとかそんなんじゃない

て、自治体の姿勢として無駄をどう削るかというところで、もうちょっとね、こういうことで削ってこういう効果があったというようなことをしっかり出してもらって、それが職員皆さんの意識になることが大事だというふうに私は思いますので、単にマイナスシーリングで押しつけても意味ないと思いますので、このことは指摘しておきます。また、必要なものまで削るということになれば逆効果です。

それからもう1点は、扶助費の問題です。前年度比18%減って、10億2,700万円。計画のシミュレーションより7,700万円多いわけですがけれども、前年度よりは減ってるんですけども、計画より多いと。この点について、どういうことなのか、大体分かるんですけども、説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの、扶助費が前年度18%減って、大体10億円弱になってるということですがけれども、まず、令和3年度につきましては、住民税非課税世帯特別臨時給付金が約1億6,000万円弱あったと。そして、子育て世帯等臨時特別支援の部分で2億円弱あったということで、扶助費が増加していたということがまずあります。それによって、令和4年度につきましてはそういった事業がなかったので減額となっているということです。

そしてまた、シミュレーションとの差額につきましては、令和4年度につきましては、主に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ですね、5万円だったかなと思うんですけど、そういった事業が組み込まれましたので、この事業で約8,600万円でしたので、その影響でシミュレーションよりは増額となっているということです。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

もう1点。これも、普通建設費についてですけども、今年2月の健全化計画の改訂版では3億700万円だったんですが、決算では1億円、そこよりも少なくなってるんですよ。その辺はどういうことなのか説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

普通建設事業の部分ですが、当初計画では3億700万円ということですが、  
れども、今回、令和4年度中に実施見込みであった大型事業ですね、樺井橋本  
ダムであったり、中央北循環路線等、繰越事業が今回2億1,600万円、令  
和5年度に送っているということで、そういった部分で、普通建設事業が大幅  
に減額となっているということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○11番

私、委員ですので、ちょっと資料請求をお願いしてよろしいでしょうか。

各年度の調定額と収入額、未済額、繰越し分の、同じく調定額、収入額、未  
済額を各会計ごとに資料をお出しただけませんか。各会計というの  
は、使用料とか手数料も含めて、ぜひとも資料をお願いしたいんですけれど、  
いかがでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

税収のことと思います。税目は、住民税と固定資産税と軽自動車税、その  
調定額、収入額、未済額。各年度といいますと、2年から3年、4年の3年  
間ぐらいでよろしいですか。あと、繰越し分もですか。

○11番

繰越し分も。

○総務部長

はい、またちょっと資料を作ってお出しさせていただきます。

○議長

森田君。

○11番

住宅の使用料とか、あとの手数料も含めてお出しただけませんか。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいま資料請求ございました町営住宅、改良住宅の使用料、衛生使用料と  
資料提出させていただきます。

○議長

森田君。

○ 1 1 番

それと、学校給食も併せてお願いいたしますので、答弁結構ですので、やっていただきたいということで。

それともう一つですね、全体に影響するのはやはり平群町の人口動態だと思うんですよね、全ての問題について。人口がどういう状態になっておるかという社会増、自然増減の資料はぜひともお出しいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

人口動態関係の資料につきましては、お出しさせていただきます。

○ 議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

この決算の資料に基づいて、ちょっと1個だけお聞きします。

この間、29日かな、こども園の件でちょっと話聞きます。

レイモンドは、来年度の4月1日を開所というふうに聞いております。定数は85ということの説明会でおっしゃっていただくということでございます。本町との、ゆめさと、はなさとのバランス、どのようにまずお考えですか。

○ 議 長

教育委員会総務課参事。

○ 教育委員会総務課参事

今の御質問で、85名増えるということで、バランスはどうかということですね。

公立こども園において、弾力的に定員を増やしていたということもありまして、令和6年度4月からレイモンドこども園が開設されることに伴い、令和6年度の定員を、ゆめさと・はなさとこども園両園、認可定員まで減らしていけるのが本来であるとは思っております。しかし、認可定員に戻した場合、在園児を、今まででしたらそのまま持ち上がりをしていたんですけども、認可定員にした場合、各学年同一園で持ち上がりをするとう定員超過になる学年がありまして、令和6年度以降は今までどおり在園児が同一園に持ち上がるようにし、段階的に認可定員に近づけていきたいと思っております。バランス的には、レイモンドさんに85名行っていただくというのが望ましいのかと思うんですけども、子どもたちの希望、保護者の希望もありますので、認可定員にだんだん近づけていくという方向で考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

そしたら、何年後ですか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

今、大体、そのまま在園児が持ち上がるとしますと、令和8年度には認可定員数にできる見込みです。

○議 長

馬本君。

○12番

なぜこれ、あえて言いますと、今度は、この間あったように、10月からゆめさと、はなさとの募集をされるということでした。マイタウン平群には9月の15日まで、原課はその要件を付すようになっております。ということは、保護者並びにレイモンドとの話し合いは何回されたんですか、今日まで。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

本町との打合せということでよろしいでしょうか。

レイモンドのほうと、定員に関してとか細かいことに関しては、今週に一度、福祉こども課と協議をするようになっております。

○議 長

馬本君。

○12番

今月の15日締切りなんですよ。ということは、まだ決まっていない。事務者レベルのお話をされて、保護者にはそういう、どういようになるということはまだ決まっていないということやろう。ということは、僕は何が言いたいかといたら、何してはりますのということを言いたいねん。要するに、条例いろいろ見ると、定数については教育委員会、条例は。事務分掌は皆そうになってんねん。けれども、福祉こども課については、要するに募集並びに給食費とかそういうものを決めるということになっておるわけや。基本的に255、定数はまだ宙に浮いたままであって、199もゆめさとは宙に浮いたままという認識でよろしいんか、今現在。

○議 長

教育部長。

○教育部長

定数につきましては、条例定数199、これはそのとおりでありまして、今、250何ぼという数字が出たんですけれども、これにつきましては、待機児童を出さないということで、面積基準であるとか、その辺の要件で今まで対応してきたという数字でございますので、これは常に流動すると言ったらおかしいですけども、可能な範囲で受け入れてた数字ということになると思うんですけども、はっきり言いまして、このところはまだ流動的ということになると思います。

○議長

馬本君。

○12番

大変なことでございます。来月から募集ですよ。この原課は、マイタウンに掲載するのは、申込みはこの15日ですよ。まだそれに対して、平群町の一定の定数については決まっていないということ、新たに今度レイモンドさんと、6日の日かな、今おっしゃったようにお話をすることになっておればですよ、大変なことですよ、これ。笑いごとで済むような話と違うよ、これ。

これね、今年4月、レイモンドさんがあの土地をお買いになったということやから、今までの間にレイモンドさんに対していろんなことを協議されたというふうに私は認識しておりました。そこで、今後の運営についてもですよ、要するに、特別支援児を受けていただくのかどうなのか。それとか、ALTは3歳、4歳、5歳の園児に、今、対応、平群町はしてます。その点について、レイモンドさんはどうなるんやろうと。そういう細部にわたって、公平性というんじゃないけども、格差をつけるようなことがあってもいかんし、向こうは社会福祉法人でございますので、国で決められた関係で、要するに特別支援児は受けませんよというふうにおっしゃるかも、それは分からない。けども、正直な話、もう失態は失態として、今後が大切でございます。15日までにちゃんとできますか。どうですか。ここではっきり。というのはね、保護者に迷惑かけたらあかんねんで、保護者に。そうなりますよ。ちゃんと保護者に迷惑かからない。ということは、園児に迷惑かからないということやで。基本中の基本ですよ。そこら辺はどうですか、部長。

○議長

教育部長。

○教育部長

議員おっしゃったとおり、保護者の方に迷惑をかけないというのが大事だと

思っております。ですんで、少し前にアンケートを取った中では、在園児の方が、なかなか今のところはレイモンド、2号、3号の方が希望される方が少ないというふうな状況で聞いておりますけども、ちょっとレイモンドとも協議しながら、ただ、レイモンドさんのほうも運営があるということももちろん分かっておりますので、その辺については、協議の中で解決できるように努力していきたいと思っております。

○議長

馬本君。

○12番

何でこれ、僕言うかということ、レイモンドさんはね、この間、3歳児、4歳児、5歳児かな、募集しはったわな。そこで、お二人しか決まっていないうことを聞いてんけどもね。3歳児、4歳児、5歳児ですよ。今後、2号・3号認定については、この29日かな、何か2日ほどかけて、今度は説明会をされるということを聞いてんねけど、向こうは向こうでもうそういうふうに募集されて説明会されてるのに、うちの方針とそこら辺のレイモンドさんのやり取りがきちっといってないということは非常に大変なことですよ、これ。だから、早急に、すぐに、明日お越しになるということで、今、6日と言わはったな。6日、レイモンドさんと。いつですか。

「8日です」の声あり

○12番

8ですか。8日ですか。8日まで待ってていけるんやったら構へんけども、あなた、15日までマイタウンにちゃんと募集要項全部、ちゃんとできますねんね。それ、確約してください、ここで。できるんやったら、もうこれで私は質問しないから。大変なことになっても知らないよ。今までの話はもう責めないからいいわ、もう。それより、前向きな話として、8日の日にお越しになって、15日までにちゃんと政策推進課やな、そこへ募集条件とか、いろんなものについてはきちっと明示できますか。それを確約してください。どうですか。

10月から募集ですよ。

○議長

教育部長。

○教育部長

マイタウン平群10月号に載せる記事の内容についても精査していきますけれども、具体的に何人が定員というのはここでは載せていないということで、

募集要項の中で条例定数は毎年載せていっているという状況ですけども、この辺につきましても、レイモンドとも確認はしていきたいというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

ちゃんとできますかと、それだけ言うてるだけや。答え、それだけで結構やねん。できへんかったら大変なことになんねんで。議会やから云々と違うねんで。もう過去のことはいって言ってんねん。今後のことや。まだ15日まで10日あるやんか。そこは、ちゃんと保護者に迷惑かからんようにちゃんとできますかということをごをここで御返事ください。

○議長

教育部長。

○教育部長

来年度から私立のこども園が開園できるというふうになりまして、定数も増えたということで、平群町の待機児童がなくなっていくというふうに喜んでるところですんで、今おっしゃったとおり、保護者に迷惑をかけないようにどうしていくのか。希望もあると思います。できるだけこれに沿うように、我々、法人の方、レイモンドのほうとも協議をして、きっちりやっていきたいと思っております。

○議長

馬本君。

○12番

そなん言うてんのと違う。保護者に迷惑かけないようにって、定数を199にしたら迷惑かかるし、そこをちゃんとやるということは、やるというてくれはったらよろしいねん。要するに、園児は、保護者は恐らくそのまま、1歳児の子は同じところへ行きたいやろうと。今度、3歳児に繰上げしたいというふうに、保護者はみんな思ってはると思うよ。そやからね、ちゃんとそこは対応できるように、最終的には、ゼロ歳だけはもういい、今度は次、1歳児上がらんから、ゼロ歳はオープンになるわけや。皆水平になるわけやというふうに見られるわけやな。どこでも保護者、選べるわけや、三つのうちな。形的にはやで。要は、もうくどくど言わないけど、ちゃんとできるかできへんか、ここで、議会で約束してください。できひんかったらできへんとはっきり言うてください。

○議長



教育部長。

○教育部長

保護者に迷惑かけないふうにはしていきたいと思います。在園児の方の希望もありますし、新たにできるこども園のイメージがまだ皆さんできてないだろうというふうに思っておるんですけども、その辺のPR、これも含めてやっていかなければいけませんので、皆の意に沿うように努力していきたいと思いません。

○議長

馬本君。

○12番

何回もしつこいの、ごめんな。努力ではあかんねや。ほんまやで、努力ではあかんねんで。これ皆どう考えてるか、議員も皆思うてるで。10月は広報に載んねんで。努力ではあかんねん。責務やねん。やらなければならないねん、ちゃんと。それを言うてるわけや。今はその努力する時期には来ていない、もう過ぎた、その話はこのように私は認識してる。よって、再度御答弁願えますか。

○議長

教育部長。

○教育部長

在園児の方、これ御希望、もし上へ上がるようになれば、それは基本はそういうふうに考えております。意に沿えるように上げるということやっていくということ考えております。レイモンドのほうへも行けるように、今はレイモンドさんのほうも保育教諭の方の募集をされてるということで、なかなか集まっていないようなことも聞いておるんですけども、その辺、ここ二、三年というのはかなり流動的に難しい時期だと思うんですけども、協議して、きちんと対応していきたいと思いません。

○議長

馬本君。

○12番

ゆめさとの定数は255で認識してよろしいんですね。それと、はなさとの定数は131が定数やね。そういう認識でしててよろしいですね。それだけ確認しておくわ。

○議長

教育部長。

○教育部長

はなさとこども園につきましては、条例定数は130なんですけども、諸事情ありまして、131ということで、現在運用はそういう形でしておるんで、条例の定数は130ということです。

同じく、ゆめさとにつきましても、199が条例定数で、運用としまして、今おっしゃった255、それで運用、定数でいけるといふ、面積案分ではということなんです。

○議長

馬本君。

○12番

あなたの資料には131って書いてあるやんか。何言うてんねん。130って分かってるよ、俺は。僕は知ってるよ。あなたのところ、131って書いてあるん違うの。決算資料に書いてあるの違うの、これ。定員って書いてあるやん、131って。これ、130、知ってんねん、俺は。131違いませ、130でっせって何を言うてんねん。あんた、間違うてんのよ、これ。あえてそんな引っかけたような質問してないけども、要するに130やったら構へんやん。255で、令和6年度はそれでいかはりますねということを確認してるだけ。どうですか。

○議長

教育長。

○教育長

ただいまの質問ですけれども、本当に御指摘いただいているように、レイモンドとの協議ですね、ちょっとおろそかになっていたんじゃないかな、それを今、深く反省をしているところでございます。

皆さん御承知のように、本町では待機児童をなくすということがまず一番の命題でありまして、ゆめさとこども園では、条例で定められた199を大幅に上回る園児さんを受入れをしていました。もちろん、はなさとこども園についても、今おっしゃったように、130が131ということで、定数をオーバーして取っていたということは、これは周知のとおりでございます。

議員のおっしゃるように、レイモンド平群こども園が新規に開設をされるということに伴いまして、私たちは、ゆめさとこども園の定数を本来の定数に段階的に少なくしていきたい、このように考えております。そのところで、先ほどから保護者の方に御迷惑がかからないようにという御意見もございましたように、今現在、在園している園児の保護者さんが内部で進級をしたいというふうな御意向を持っておられる場合には、それはもう最大限の尊重をさせていただく、そういうふうなことを考えながら、いわゆる数字合わせで他園に移っ

ていただくとか、そういうようなことはもう一切考えておりません。

あと、新規募集についての広報が少し遅れると、保護者の方に御迷惑がかかるのではないかと、こういうふうな御指摘も頂いております。新規募集につきましては、8日のレイモンドとの協議もありますので、そこでしっかりと検討しながら、住民の皆さん方に御迷惑のかからないようなアナウンスをしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

そういうことで、弾力性を持ってやっていくということやね、基本的に、今先ほど私がお話ししたように、ゼロ歳児の方が今度もう1歳になられるから、そこは三つとも、レイモンドもみんな、誰も上に上がる人も何も、初めになるわけやから、そういうふうに段階的に、要するにそこは調整しながらやっていくと。今入所されてる子どもたちは、保護者の希望を聞きながら、今のところでそのまま繰上げしたいという意向も尊重しながらやっていくということを教育長おっしゃっていただいたんで、速やかにそういうことを内部で確定、早くしていただいて、10月に支障のないように、公募には支障のないように、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

議長、この点はこれで結構です。

○議 長

ほか、ございませんか。山口君。

○8番

今あれやね、一般会計全部、全て。

○議 長

そう。

○8番

ああそう。一般質問の全体かなと思って。

○議 長

いや、一般会計です。一般質問じゃなく。

○8番

全部ね、すみません。

あさってからの決算委員会もあるからあれなんですけど、政策体系のときにもちよっと言いましたけれども、要するにこの議会のですね、今本会議については、ライブじゃなくて録画配信を、もうネットでしていただいているというこ

とで、それについて、もう既に8年ぐらいやっていますので、そう問題もほぼ起こっておりませんし、できたらライブをやっていたきたいということで、当局のほうはセキュリティーにも問題ないというようなことをこの前お聞きしてるんで、あとは予算がどれぐらいかかるかとか、あと、議員のほうがどういう、ライブですから、今ここで例えば、私がこれしゃべってるのもそのまま流れるわけですからね、何のあれもなく、そのままチェックもなく流れるわけですから、その辺については議員各位の意向もあるんでね、できたら、これは議会の問題ですけれども、決算でこの分も出てるということで、できたらちょっとその辺を改めて議会の中で諮っていただきたいと。理事者側はあんまり問題ないみたいなことですのでね。ただ、予算があまりにもかかればね、そこはどうか分かりませんが、その辺も含めてちょっと検討いただけないかと。これはちょっと議長にお願いしたらいいのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長

今、山口議員から要望がありました件については、必要な予算もかかります。ただ、議会としての方向性についてはね、今定例会中にでも議会運営委員長と扱い方法について協議したいと思いますので、御理解いただけますようお願いします。

○議長

馬本君。

○12番

その件について。

このレンタル、来年5月で終わるん違うか。それをちょっと教えて、まず。このレンタル、今やってるやろう。これ、5年で終わるから、また新しい機械を設置したら幾らぐらいかかるとか、そういう見積りとかいろんなやつ、大体できてんのか。

○議長

議会事務局長。

○局長

お答えいたします。

今現在の録画中継のシステムなんですけども、来年5月でリースは切れてきます。そこでですね、今後どのような機械が必要かどうかというのは、正直まだ今、業者とも話はしてないんですけども、これから予算に向けて協議していくということは思っております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

今、山口君が言うたように、多額に金額かかることもありますし、一遍出でから、幾らぐらいするのかなというふうに、それ出でからまた議員さんみんなにお聞きしていただいたら。というのはね、ライブはね、要するに、不適切発言、これ消やすことできへんねん、これは。それは、僕も言うかもわからない。そこら辺も認識しながら、僕は最初、この録画、ライブじゃないけども、中継したらどうやというのを提案したのは、僕が一番最初に提案したわけや。犬山市も行ったし、議長がまた議長になりはって、鳥羽市に研修行かはっていろいろしはった。平群町は生駒郡で一番早かった。県内でも町村では早いほうや。1番にしたんかな、町村では。次、十津川したかな。何しかそんなような感じでしたんでね、財政、いろんな問題もあるし、ちょっとまず仕替えたらどのぐらいかかるか、そこら辺もちょっと見据えながら、ちょっとやっていただきたい。

というのはね、5年後には新しい庁舎へ行く可能性があるわけや。新しい庁舎へな。そうやろう。そういうことも兼ねながら、そこで、議員さんのみんなの意見もいろいろ聞いたってほしいなというふうに思いますので、議長、よろしく取り計らいのほう、お願いします。

○ 議 長

今、馬本議員からお話のあったことも含めまして、今後の取扱い方法、どういふふうに進めていくかを委員長と協議したいと思えますので、よろしく願いします。

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、認定第1号についての質疑を終わります。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○ 議 長

続きまして、認定第2号 令和4年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第2号についての質疑を終わります。

続いて、認定第3号 令和4年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第3号についての質疑を終わります。

続いて、認定第4号 令和4年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第4号についての質疑を終わります。

続いて、認定第5号 令和4年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第5号についての質疑を終わります。

続いて、認定第6号 令和4年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第6号についての質疑を終わります。

続いて、認定第7号 令和4年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第7号についての質疑を終わります。

続いて、認定第8号 令和4年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第8号についての質疑を終わります。

続いて、認定第9号 令和4年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第9号についての質疑を終わります。

続いて、認定第10号 令和4年度平群町水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第10号について質疑を終わります。

続いて、認定第11号 令和4年度平群町下水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第11号について質疑を終わります。

本案11件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案 11 件については、6 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託した上、審査することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、6 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。決算審査特別委員会の名簿を配付いたします。

名簿配付

○議長

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会運営委員会で内定しております。お手元に配付いたしました名簿のとおり、6 名を選任いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま申し述べましたとおり決定いたしました。なお、委員長に長良君、副委員長に稲月君にお願いしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。御多忙のところ恐縮ではございますが、9 月 7 日、8 日の両日、決算審査特別委員会をよろしくお願いいたします。

続きまして

日程第 20 先進地視察計画書について  
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、先進地視察計画についての報告を求めます。山



本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山本隆史）

先ほど机置きさせていただいております先進地視察計画書を読み上げさせていただきます。

当委員会におきまして、下記のとおり先進地視察を実施したいので、申請いたします。

記。視察年月日、令和5年10月3日火曜日。視察地としまして、兵庫県加西市。視察目的、子育て支援策についてであります。参加議員のほうは全議員を対象としております。当局側の参加者として、担当職員を予定しております。随行者、議会事務局長、議会事務局職員です。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありました先進地視察計画書のとおり実施することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、報告がありました先進地視察計画書のとおり実施することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

（ブー）

散 会 （午後 2時35分）